

令和元年度第12回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年3月9日(月)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後3時
出席農業委員	1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員(会長職務代理) 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員	12番 高西史郎委員(会長)
出席推進委員	大東清彦委員 影嶋六郎委員 田邊雄一委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大塚清徳委員 岩佐清志委員 田口正廣委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 植田直道委員 池口稔委員 田中英省委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 田村係長 長谷川係長 妹尾主幹 高田主幹
傍聴人	1名
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 追加議案1-1号 米子市農地利用最適化推進委員の辞任同意願について ア 第1号 農業委員会委員候補者選考委員会の委員の推薦について イ 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

- ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
- エ 第4号 農地法第30条に基づく利用状況調査に係る農地・非農地の認定について
- オ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- カ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後3時

議長（伊塚職務代理者）

ただいまから、第12回農業委員会総会を開きます。

皆さんご存知のとおり、2月28日に会長が収賄の容疑で逮捕されました。農業委員会としては、同日に開催した運営特別委員会で、速

やかに全委員の方に電話連絡する事及び当面職務代理者で進めていくという事を決定しました。本日は職務代理者の伊塚が議長を務めさせていただきます。1月の総会において、農業委員の法令遵守の申し合わせ事項の決議を行ったばかりです。今回の事を受け、米子市農業委員会として新たに倫理規程の作成を行うとともに、研修等を通じ農業委員会としての資質の向上に努め、信頼の回復を図って行かなければなりません。今後は協議会を開催して、米子市農業委員会の信頼回復のため、様々な話をさせていただくこととなります。できれば本日の進行状態や時間的余裕がありましたら、総会終了後に開催いたしたく思いますのでよろしくお願いします。

それでは、第12回農業委員会総会を開催いたします。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

それでは、議席番号6番の大太委員と議席番号7番の大縄委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、高西委員です。

議案の追加について、事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

本日テーブルの上に第12回農業委員会総会追加議案というのを置いております。これは3月3日に高西推進委員から郵送にて農業委員会事務局へ推進委員を辞任するという届出が提出されたものです。辞任には、推進委員の場合、農業委員会の同意が必要となっておりますので、この度追加議案として提出したいと思いますので、議案の追加についてご審議お願いできませんでしょうか。よろしくお願いします。

議長（伊塚職務代理者）

議案を追加して審議したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

それでは、別添追加議案1-1号をお願いします。米子市農地利用最適化推進委員の辞任同意願について、議題とします。

事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

先程説明しましたように、3月3日に郵送で辞任届が提出されました。理由としましては、一身上の都合によりという事になっておりますが、事情を考えますと、今後の活動も出来ないだろうと思っておりますので、正当な事由にあたるのではないかというふうに思っております。ご審議お願いいたします。

議長（伊塚職務代理者）

そうしますと採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、同意と決定します。

続きまして、3ページ、議案第1号をお願いします。

農業委員会委員候補者選考委員会の委員の推薦について議題といたします。内容について、事務局から説明してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

議案第1号、農業委員会委員候補者選考委員会の委員の推薦について、米子市農業委員選考委員会設置要綱に基づき、市長に推薦する当該選考委員の委員について、選出を求めるものです。農業委員会委員候補者選考委員会は、副市長を委員長とし、経済部長が副委員長、他委員として、農業委員事務局長、農業委員会が推薦する委員、担い手育成機構が推薦する者、その他市長が認める者の計8人以内で組織されるものです。市長から求められている農業委員の人数は1名です。選考委員の要件としましては、推薦時点で米子市農業委員会の委員であること、新たに任命する農業委員への応募者又は被推薦者及び推薦者でないことの2点です。選考方法ですが、選考委員の要件を満たす委員により互選会を開催し、1名の選考委員を推薦する方法で選出していただきたいと考えます。具体的には、別紙名簿により、丸印をし

ている以外の被推薦資格者である委員さんのうち互選により1名の委員さんを推薦していただくというものです。なお、農業委員会委員候補者選考委員会は1回目を3月25日、2回目を4月23日に開催予定とのことです。以上、よろしくお祈いします。

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、なにか質疑はありませんか。

質疑がないようですので、選考方法は事務局の説明どおり、選考委員の要件を満たす委員により互選会を開催し、1名の選考委員を推薦するというこことについて、ご異議ございせんか。

（異議なしの声多数）

議長（伊塚職務代理者）

異議がないようですので、選考方法は議案のとおりと決定いたします。

それでは、ここで、暫時休憩し、休憩中に互選会を開催いたします。この会議室の外の廊下で互選会を開いてください。

事務局（宅和事務局長）

それでは、足立委員さん、伊塚委員さん、遠藤委員さん、森中委員さん、吉澤委員さん、廊下の方で互選会をお願いします。

（互選会開催）

議長（伊塚職務代理者）

互選会が終了しましたので、引き続き会議を再開します。それでは、互選結果を事務局から発表してください。

事務局（宅和事務局長）

互選会の結果を発表します。代表として伊塚職務代理さんに決定しました。

議長（伊塚職務代理者）

伊塚委員を選考委員に推薦することにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議長（伊塚職務代理者）

異議なしと認め、伊塚委員を選考委員に推薦することに決定いたしました。

続きまして、5ページ議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは6ページ、番号45の大崎について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号45の大崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人の規模拡大の意向により、譲渡人が所有している農地について、売買を行おうとするものです。取得後の経営面積は、50アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（伊塚職務代理者）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

矢倉農業委員

45番の議案について説明いたします。現地調査は3月6日、調査委員は矢倉委員、松本推進委員です。申請地は別紙のとおり、畑1筆171平方メートルの農地です。本件は、以前より自己所有地だと思って耕作していましたが、この度売渡人と合意され、この度売買を行うものです。許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号46の福万について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号46の福万について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人である夫から妻に、贈与を行おうとするものです。贈与される農地6筆のうち福万411番の畑については、譲渡人所有持分2分の1について贈与を行おうとするものです。同一世帯内での贈与ですので経営面積は44アールで変更はありません。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（伊塚職務代理者）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

高橋農業委員

46番の議案について説明いたします。現地調査は2月20日、調査委員は高橋委員、植田推進委員及び事務局で行いました。申請地は、福万地内の田5筆、畑1筆の計4,470.59平方メートルの農地となります。現地調査の結果、全ての農地が大変適切に管理されておりました。本件は、妻である受人に夫の資産をすべて贈与を行うものです。世帯内贈与のため耕作面積の増減はありません。なお、高齢の妻へ贈与するという事で、普通の贈与とは多少異なるため、後日私と植田推進委員でご自宅を訪問し、それとなくご本人さんに贈与の理由を聞いてみましたところ、ご主人は元々婿養子でありまして、元が全ての資産が奥さんの名義であったということで、個人的な事情によって第三者に渡るような状況が発生したため、ご主人が農地全てを買い戻したという事情ということでした。現在お二人ともお元気で引き続き耕作管理をされていくという話でした。許可については、問題はないと考えておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号47の福万について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号47の福万について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人の所有する農地について、隣地で耕作中の譲受人の意向により、売買してくれるよう頼んだところ、了承され、売買を行おうとするものです。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（伊塚職務代理者）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

高橋農業委員

47番の議案について説明いたします。現地調査は2月20日、調査委員は高橋委員、植田推進委員及び事務局で行いました。申請地は、福万地内の田2筆、計703平方メートルの農地になります。本件は、受人所有の農地に挟まれた田の購入をこの度合意され、売買を行うものです。図面を見ていただければ分かりますが、本売買によって農地を一体的に管理する事が出来ます。受人は、田を1町、畑を4反4畝耕作されております。なお申請地は現在耕作されておりませんが、福万地区の多面的機能支払資金制度を利用し、ひまわりを植えて適切に管理されております。許可については問題ないと考えておりますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、番号48の中島1丁目について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾主幹）

失礼します。番号48の中島1丁目について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は 昨年11月総会で許可の農地の隣接地になります。譲渡人の所有する農地について、隣地を所有している譲受人と合意され、売買を行うものです。隣接農地と同様に柿を植えるとのこと。取得後の経営面積は31アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（伊塚職務代理人）

続きまして、担当委員さんから説明をお願いします。

吉澤農業委員

48番の議案について説明いたします。現地調査は2月28日、調査委員は吉澤委員、大東推進委員です。申請地は9号線に大山乳業があるのですが、そこから皆生の方にちょっと入ったような所です。中身につきましては事務局が説明した通りですが、確認した結果、前回11月に許可のあったほ場、それから今回申請のあったほ場はきれいに草刈りがしてあって、柿の木を植えるような準備といたしますか、そういうような段取りになっておりました。特に問題ないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（伊塚職務代理人）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

無いようですので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定します。

続きまして、8ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、9ページ、番号108の東福原4丁目について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大太農業委員

108番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、太陽光発電施設の設置を計画したものです。2月20日に関係業者から被害防除等の説明を現地で、大田推進委員、事務局職員1名で受けました。造成計画は、現状のまま利用する計画です。雨水の排水は地下浸透で、現地を確認したところ問題はありませんでした。フェンスの高さは1メートル50センチです。雑草対策は浸透型の防草シートを敷きますが、年に3回程度草刈をする予定です。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意を確認しております。隣地に住宅がありますので、隣地の住民への同意も確認しております。雑草対策は申請者本人が草刈りを委託業者に委託し実施します。パネル等太陽光施設の管理は〇〇が行います。農地区分は住宅等が連たんしている区域に近接している区域で、10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当します。転用について問題ないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号109の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

109番の議案について説明します。詳細は議案のとおりです。転用目的は、駐車場の設置を計画したものです。3月2日に山中推進委員と現地確認しました。造成計画は30センチから40センチの真砂土で造成し、整地する計画です。被害防除計画は20センチの緩衝地をもうけ、土羽打ちをします。雨水の排水は、敷地内での地下浸透、余水は既設の農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水は、発生しません。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しております。隣接耕作者の同意もとれております。農地区分は500メートル以内に駅等がある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、番号110の両三柳について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

110番の議案について説明します。詳細は議案のとおりです。転用目的は、一般住宅の建築を計画したものです。これは先月出た隣の辺です。3月2日に山中委員と現地確認を行いました。造成計画は、盛土25センチを行います。雨水の排水は、敷地内溜桝から新設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。擁壁は、隣接耕作地の境界には土羽打ちを行うとのことです。汚水の排水は、全て公共下水道へ接続します。隣接耕作者は申請者です。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意を確認しております。農地区分は、管理設道路沿道の区域の農地であるため、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

異議の無い方は挙手願います。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号111の夜見町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

111番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、一般住宅の設置を計画したものです。3月4日に西村推進委員と現地確認しました。造成計画は45センチの真砂土で造成し、擁壁は周囲にコンクリートブロックを3段積み、天端を10センチ残し、農地へ砂等の流出を防ぐ計画です。雨水の排水は、敷地内の溜桝から、既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水は、敷地内の合併浄化槽から、既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者は申請者です。実行組合の排水同意、米川土地改良区の同意も確認しています。地元自治会の同意もとれています。開発許可についても、見込みがあることを確認しています。農地区分は、住宅・公共施設が連たんしている区域にある農地で、第3種農地に該当します。転用については問題ないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続きまして、番号112の大篠津町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

角農業委員

112番の議案について、説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、昨年8月に申請されて許可を得て、太陽光発電施設が設置されたわけですけど、そのための進入路として農地を贈与して進入路に変えるということです。現地確認は2月中旬に本池推進委員と事務局と私で行いました。現状農地の進入路ですけど、それをそのまま地目変更をして現状のまま利用するというので、造成等はありません。隣の農家の方も、無償で使わせてもらうということで、非常に喜んでおられました。雨水の排水は、地下浸透で、現地を確認したところ、全く問題はありません。雑草対策は、この進入路に車を止めて、年3回程度行うというふうに聞いております。接耕作者の同意、それと実行組合が単体では判が押せないということで、大篠津の実行組合協議会の中で排水同意をいただいております。米川土地改良区の同意も確認しております。農地区分は、300メートル以内に駅等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はな
いと思われまますので、よろしくをお願いします。

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。
そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。
続きまして、番号113の二本木について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

森中農業委員

113番について説明します。詳細は、議案および別紙のとおりです。転用目的は、駐車場と資材置場の設置を計画したものです。私と仲本推進委員2名で2月26日に被害防除計画について現地確認を行いました。造成計画は、表土入れ替えを50センチ行い、砕石仕上げをする予定であるとのことです。排水については、地下浸透および既設の道路側溝へ流す計画です。資材置場部分については、高さ1メートルのフェンスを設置されます。駐車場部分につきましては、フェンスを設置する計画はありません。隣接耕作者の同意は農地がないためにありません。農事実行組合はないため、地元自治会の同意書を確認しています。箕蚊屋土地改良区の同意についても確認しています。農地区分は、管理設道路沿道の農地であり、500メートル以内に2つ病院もあるため、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号114の泉について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

114番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。この場所は、現地調査を行った最初の農地として、現地調査の時にある程度おおまかな事は説明しましたが、あらためて説明します。転用目的は、太陽光発電施設の設置を計画したものです。事業計画は、利用計画図を見ていただきました3つの工区に分かれており、全体で約34ヘクタールの計画です。内訳は、A工区が稲吉の全て山林の1ヘクタール、B工区が大山町赤松の全て山林の27ヘクタール、C工区が今回の転用の泉として、申請地の農地が19,462平方メートルと、それ以外の雑種地、道路などの35,159平方メートルで、計54,621平方メートルの計画です。造成計画は、盛土および切土を5メートル程度行い、若干の傾斜を南西向きに平らにして、防草シートを敷設する予定です。排水について、雨水は地下浸透およ

び敷地内に設けた側溝から新たに設置する調整池を経由し、既存沈砂池から農業用水路へ流す計画ということです。また、面積が大きいもので、流量調整して既存の放流量から影響ないとの流量計算の説明を事業者から事務局と聞いています。ほか、周囲には高さ180センチのフェンスを設置します。隣接耕作者の同意は農地がないため不要です。実行組合はありませんが、放流路の直近の三輪山堤管理者の同意書を確認しております。農地の関係ではございませんが、送電線を市道・県道、農道に埋設する関係で、宇田川土地改良区、佐陀川右岸土地改良区に埋設計画を申請して、これがある程度同意の見込みがあるということです。また、周辺自治会等への説明、他法令の許認可状況なども別紙のとおり確認しています。農地区分は、周辺に農地がなく、小集団の生産力の低い農地のため、第2種農地に該当と思われます。転用について問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、13ページ番号115の尾高について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

115番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。この件につきましては、現地調査2番目に行った所でございます。転用目的は、建築条件付売買予定地となります。内容は住宅10棟と道路の設置を計画したものです。ほか、58ページの今月の非農地の78番をご覧ください。バスで説明しましたとおり、一部非農地を承認しています。転用以外の部分として住宅3棟と道路があり、全体では13棟を第1期工事として行い、東側については、第2期として、以後に取り組む計画でございます。これも先程現地の方で細かく詳細を説明させていただいたので、ご理解いただきたいと思っております。造成計画は、盛土10センチから30センチを行います。敷地境界には60センチから100センチのL字擁壁を設置し、流出防止措置とします。雨水の排水については、各区画の溜桝から自然流下で新設

の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水につきましては、農業集落排水へ接続するということです。隣接耕作者の同意は確認しています。実行組合および土地改良区については該当がないため不要です。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内で、10ヘクタール未満の農地のため、第2種農地に該当すると思われまので、転用については問題ないと思われまので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、15ページ、議案第4号をお願ひします。農地法第30条に基づく利用状況調査に係る農地・非農地の認定について、別表の土地について、農地法の運用についての第3の1の(3)のウの規定により議決を求めます。それでは、16ページ番号1から20ページ番号119を審議します。事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

机の上に非農地対象地全体図と詳細図の航空写真をセットで置いておひますので、参照いただきたいと思ひます。なお、番号7の観音寺の土地につきましては、地権者から梅の木を植えて農地として利用したい旨の申し立てが議案作成後にありましたので、横線で抹消して、議案から取り下げしておひます。それでは説明します。

16ページ番号1から11までの観音寺ですが、全体図1と詳細図1の位置になります。

次に、番号12から27までの長砂町、目久美町は全体図の1、詳細図の2及び3の位置になります。

次に、番号28から20ページ番号110までの大谷町、陰田町は、全体図の1及び2、詳細図の3から9までの位置となります。

次に、番号111から119までの新山、古市、別所は、全体図の3から5、詳細図の10から12の位置になります。

現況については、全て山林又は原野であり、非農地であると考えます。以上ご審議お願いいたします。

議長（伊塚職務代理者）

地元委員さんから補足があれば願います。

吉澤農業委員

観音寺につきましては、写真で見ても分かるように、確認したところ、既に山林化しておりました。ただ1番から4番を外して6番までは河川敷みたいな所です。河川敷で良く見られるように、木が一杯茂っておって、農地としてはちょっと認められないなという状況になっておりました。この処置については特に問題ないと思います。

小西農業委員

番号の12番から長砂町、目久美町、大谷町、陰田町については、写真を見させていただきますとおり、山林、原野と認定する状態です。昨年2月と11月に小西農業委員と佐々木推進委員で現地確認をしております。山林、原野と認定して問題ないと思いますので、よろしく願います。

岩佐推進委員

新山、奥谷については、去年の2月に遠藤農業委員と岩佐推進委員で現地確認をしております。現況は、写真で見てもわかりますとおり、山林、原野と認定して問題ないと思いますので、よろしく願います。

大塚推進委員

別所については、去年の11月に遠藤農業委員と大塚推進委員で現地確認をしております。写真で見てもらってもわかりますとおり、原野とって過言でございませぬので、非農地という事で今回しております。よろしくお願ひします。

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

森中農業委員

これに関連してですけど、対象リストは昨年からずっと出て来て、その面積の全体的にどれくらいになっておるのか、そのへんを。

事務局（宅和事務局長）

昨年6月から毎月のように非農地認定しておりますが、現在、この度のものを加え、約45ヘクタールの非農地認定をしております。

議長（伊塚職務代理者）

そうしますと採決したいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願ひします。

挙手多数ということで異議なしと認め、非農地と決定します。

続いて、21ページ、議案第5号をお願ひいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第

18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、始めに29ページ番号3-26から番号3-28を審議します。関係者の大縄委員の退席を求めます。事務局お願いします。

事務局（田村係長）

1件取り下げが出ております。30ページ番号3-30です。

それでは、利用権設定各筆明細について説明します。

29ページ番号3-26から番号3-28は再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願いします。

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。大縄委員の着席を求めます。

続きまして30ページ番号3-37を審議します。

関係者の田中推進委員の退席を求めます。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

利用権設定各筆明細について説明します。

30ページ番号3-37は再設定です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願いします。

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。田中推進委員の着席を求めます。

続きまして、残りの24ページ番号3-1から31ページ番号3-38を一括審議いたします。

事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

24ページ番号3-1は再設定です。

番号3-2から3-4は新規設定です。

3-5から、26ページ番号3-16は再設定です。

27ページ番号3-17、3-18は新規設定です。

3-19から3-22は再設定です。

28ページ番号3-23は新規設定です。

番号3-24から29ページ番号3-31は再設定です。

30ページ番号3-32、3-33は、新規設定です。

3-34、3-35は、再設定です。

3-36は、新規設定です。

31ページ番号3-38は再設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚職務代理人）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、33ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号3-1から40ページ番号3-36を一括して審議いたします。

事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

33ページ番号3-1から40ページ番号3-36まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので15件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で19件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で1件です。Aにつきましては、先程取り下げがございましたので、お手元の資料が16件になってございますが15件というかたちでご報告させていただきました。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚職務代理人）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

続きまして、所有権移転各筆明細について、43ページ、番号3-1を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

所有権移転各筆明細についてご説明します。43ページ番号3-1は、畑で3,046平方メートルです。本件は鳥取県が彦名干拓地の県有農地を購入希望する農家に対し3年間貸し付け、その間の営業実績を審査した上で、売り渡しを行うため、鳥取県農業農村担い手機構に売り渡すものです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、44ページ、議案第6号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、45ページ番号1から51ページ番号16までを、一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（田村係長）

1件取り下げがございます。51ページ番号15となります。

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

45ページ番号1から51ページ番号16は近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

45ページ番号1から51ページ番号16の選定理由は以上です。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（伊塚職務代理人）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から説明してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

報告いたします。

54ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

55ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、5件を受理しています。

次に、56ページから57ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について8件を受理しています。

次に、58ページから59ページの非農地現況証明について、5件を証明しています。

次に、60ページの地目変更登記に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局に対して1件を回答しています。

次に、61ページの農地転用現況確認書交付について、2件を交付しています。

報告は以上です。

議長（伊塚職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございせんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、県農業会議会議員の事務報告をさせていただきます。

審議が1件あったという事ですが、特に問題はありませんという事でしたので報告させていただきます。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

4月総会につきましては、4月9日（木）米子市役所401会議室での開催予定としております。

次に、4月の農地相談は4月23日（木）に大高公民館、4月24日（金）に巖公民館で行います。

次に、3月分の活動実績報告書ですが、県補助金の報告締め切りもあることから、4月1日（水）までにご提出いただきますと助かります。

私からは以上です。

議長（伊塚職務代理者）

それでは、これを持ちまして、第12回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後4時40分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員